

〇〇〇ネーミングライツ契約書（案）

収入
印紙

高知県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が所有する〇〇（以下「対象施設」という。）に対する施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（ネーミングライツ）

第2条 甲は、次に掲げる対象施設のネーミングライツを乙に付与する。この場合、乙の定める施設の名称は愛称とし、施設の正式名称はこれを変更しない。

対象施設（正式名称）	所在地	命名する名称（愛称）
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

2 契約期間中の愛称の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、変更の必要性について特段の理由がある旨を相手方に申し出、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。

3 甲は、愛称が命名されたこと並びに愛称について、甲の管理する媒体（ホームページ等）に掲載することとし、愛称の普及及び定着に努めるものとする。なお、甲は愛称の定着のために必要と認められるものについて、愛称を無償で 사용할ことができる。

4 乙は、愛称を命名したことを、乙の管理する媒体（ホームページ等）で表示することができる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年1月1日から令和11年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額（ネーミングライツ料）は、金〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇,〇〇〇円）とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金〇〇〇,〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第15条及び第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

5 乙が第14条第2項に定める原状回復義務を履行したことを甲が確認したとき（第12条、第12条の2及び第12条の3の規定によりこの契約が解除されたときを除く）は、甲は乙の請求に基づき第1項の契約保証金を乙に返還する。

6 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

契約保証金を免除する場合

第5条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第〇条第〇号の規定により免除する。

（契約金額の支払）

第6条 乙は、第4条に定める契約金額を甲の会計年度毎に分割した上で、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書によりその指定する場所において甲に支払わなければならない。納入に要する費用は、乙の負担とする。

年度	納付金額	納付期限
令和7年度	〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和8年1月30日
令和8年度	〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和8年4月30日
令和9年度	〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和9年4月30日
令和10年度	〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和10年4月28日
計	〇,〇〇〇,〇〇〇円	

2 甲は、乙が第1項に定める各納付期限までに、それぞれの納付金額を支払わないときは、各納付期限を繰り上げることができる。

（遅延利息）

第7条 乙は、前条第1項に定める各納付期限（前条第2項の規定により納付期限を繰り上げたときは、その期限）までに、それぞれの納付金額を支払わないときは、その翌日から支払った日まで、遅延利息として年14.5パーセントの割合で計算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。

（愛称の標示）

第8条 乙は、対象施設内に、甲が適当と認めた施工方法、デザインをもって、看板、サイン等の愛称の標示を行うことができるものとする。

2 乙は、前項において対象施設に標示した看板、サイン等について、対象施設の運営や利用者に対する配慮のもとで適切に管理を行い、必要となる安全対策を講じるものとする。

3 乙は、愛称の標示部分について汚損、事故等により清掃又は再標示等を要すると甲又は乙が判断した場合は、甲と協議の上、維持補修等を実施するものとする。

4 前3項に係る費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により費用が発生した場合は、この限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（知的財産権）

第10条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合又は取得している場合においては、乙は、甲がこれが無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

- 3 乙は、愛称に関して商標権等の権利を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙は、甲に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。
- 4 前項の場合において、乙は、乙の責任と負担においてこれを解決しなければならない。甲は、その責めを負わないものとする。

(暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

第11条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第12条の2において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、乙から事前に事情を聴かなければならない。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙の社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。なお、乙は次のいずれかに該当することとなった場合は、甲にその旨を書面により報告するものとする。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反している者
 - イ 県の指名停止措置等を受けている者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
 - エ 消費者金融に係る事業等を営む者
 - オ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業等を営む者
 - カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっている者
 - ク 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ケ 国税又は地方税を滞納している者
 - コ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
 - サ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
 - シ その他、県のネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる者

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、甲から事前に事情を聴かなければならない。

- (1) 甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるとき。
- 3 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合は、既納の契約金額を返還請求することができない。

(暴力団排除措置による解除)

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第11条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告義務を履行しなかったと認められるとき。

（談合等の不正行為があった場合の解除）

第12条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人もこれを含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

第13条 乙は、第9条に定める義務に違反したとき又は第12条、第12条の2若しくは前条の規定によりこの契約が解除された場合には、違約金として契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を甲に支払わなければならない。ただし、その違反するに至った事由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めるときは、この限りではない。

第14条 乙は、契約期間が満了するとき又は甲が第12条、第12条の2若しくは第12条の3の規定によりこの契約を解除するときは、甲の承認を受けた上で、乙の負担において愛称の標示を除却し、愛称の標示前と同様の状態に原状回復するものとする。

第15条 甲及び乙は、その責めに帰する事由により相手方又は第三者に損害を与えたときは、所要の措置を講ずるとともに、相手方にその状況及び内容を速やかに報告し、その損害に相当する金額を損害賠償として損害を与えた相手方又は第三者に支払わなければならない。ただし、損害保険金が支払われて損害の全部が補てんされた場合は、この限りではない。

第16条 乙は、第12条の3各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。次条第1項において同じ。）までに支払わなければならない。ただし、第12条の3第3号に該当す

る場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合その他甲が特に認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における契約金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約期間が満了した後においても適用する。

（談合等の不正行為があった場合の違約金としての違約金）

- 第16条の2 乙は、第12条の3第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約金としての違約金の額は、契約金額の10分の2に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。）である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金額から減額した額とする。
 - 3 前2項の規定は、契約期間が満了した後においても適用する。

（乙の文書提出義務）

- 第16条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含む。）は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、契約期間が満了した後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、契約期間が満了した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

（違約金等の徴収）

- 第17条 乙がこの契約に基づく違約金、賠償金、損害金又は違約金としての違約金を甲の指定する期間（第16条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第16条の2に規定する違約金としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りではない。

（年当たりの割合の基礎となる日数）

- 第18条 第7条、第16条第2項及び前条の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（有益費等の請求権の放棄）

- 第19条 乙は、契約期間が満了したとき又は第12条第1項、第12条の2若しくは第12条の

3の規定によりこの契約を解除された場合において、愛称の標示に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(重要な事情変更)

第20条 甲及び乙は、この契約に関し、事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

2 甲又は乙は、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議して契約の内容を変更することができる。

(契約の費用)

第21条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高知県
契約担当者 職 氏名 印

乙 住所
氏名 印